

## 公益通報等受付確認票

チェック項目	
1	当庁の処分権限の有無の確認
①	通報事実が下記の法律に係るか。
	<input type="checkbox"/> ①税理士法 <input type="checkbox"/> ②酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律 <input type="checkbox"/> ③資源の有効な利用の促進に関する法律 <input type="checkbox"/> ④石油需給適正化法 <input type="checkbox"/> ⑤容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 <input type="checkbox"/> ⑥中小企業団体の組織に関する法律 <input type="checkbox"/> ⑦中小企業等協同組合法 <input type="checkbox"/> ⑧食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律 <input type="checkbox"/> ⑨遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律 <input type="checkbox"/> ⑩犯罪による収益の移転防止に関する法律 <input type="checkbox"/> ⑪米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律 <input type="checkbox"/> ⑫食品表示法 <input type="checkbox"/> ⑬水銀による環境の汚染の防止に関する法律 <input type="checkbox"/> ⑭上記以外の国税庁が所管する法令
②	税理士（税理士法人も含む）又は酒類業者による犯罪行為等であるか（上記①から⑭の法律に係るものに限る。）。
	<input type="checkbox"/> 税理士会 <input type="checkbox"/> 酒類業組合等（酒造組合、酒販組合及びこれらの連合会・中央会） <input type="checkbox"/> 事業協同組合等（組合員資格に税理士、酒類業者が含まれているものに限る） <input type="checkbox"/> 酒類販売管理研修の実施団体 <input type="checkbox"/> 独立行政法人酒類総合研究所  注）他の行政機関が処分等の権限を有すると判断する場合には、消費者庁HPに設置されている教示先検索システムを利用し、当該行政機関を教示する。
2	労働者等であることの確認

## 公益通報等受付確認票

上記1の①に係る事業者の労働者等であるか。

注1) 労働者等には、正社員、派遣労働者、パートタイマーのほか、退職者、役員、取引先事業者など、事業者による法令違反行為等を知り得る立場にある者を含む。

注2) 勤務先の住所、電話番号、通報者の役職等を聴取するとともに、必要に応じて職員証の写し等労働者等であることを証明する書類の提示を求める。

### 3 不正の目的でないことの確認

① 自己又は他人の不当な利益を図る目的でないか。

② 事業者及び他の従業員等他人に対して財産上の損害や信用の失墜を加える目的でないか。

### 4 通報内容についての確認

「いつ、どこで、誰がどのような行為を行ったか」を具体的に聴取する。

注) 通報時において通報対象事実又は通報対象事実以外の法令違反の事実が発生していない場合でも、聴取した結果、発生する蓋然性が高いと判断できる通報については、「まさに生じようとしている」と判定して差し支えない。

### 5 信ずるに足りる相当の理由があるかの確認

通報対象事実又は通報対象事実以外の法令違反の事実を裏付ける具体的証拠（部内資料等）を有している場合には、提示又は写しの提出を求める。

注) 通報内容を聴取する過程で、通報対象事実又は通報対象事実以外の法令違反の事実が生じていることについて、単なる伝聞等ではなく、相当の根拠を有するかを確認する。